大阪府リサイクル関連事業従事者講習実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、府内のリサイクル関連事業従事者の育成を目的として大阪府が実施する「大阪府リサイクル関連事業従事者講習」（以下、「講習」という。）について必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この要綱において「リサイクル関連事業」とは、循環資源の再生利用又はそれに関連する収集・運搬、保管、選別、粉砕等の事業をいう。

２　この要綱において「リサイクル関連事業者」とは、リサイクル関連事業を営む法人又は個人事業者をいう。

（受講対象）

第３条　講習の受講対象は、府内においてリサイクル関連事業に従事する者又は従事しようとする者とする。

（受講の申込み）

第４条　受講の申込方法は、毎年府が定める。

２　受講の申込みは、リサイクル関連事業者で組織する協同組合を通じて行うことができる。

（講習のカリキュラム）

第５条　講習のカリキュラムは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連法令等の内容とする。

（修了証の交付）

第６条　府は、カリキュラムの全日程を修了した者に対し、修了証（別紙様式）を交付するものとする。

附則

（施行期日）

第１条　この要綱は、平成１５年５月１２日から施行する。

この要綱は、平成２０年９月２５日から施行する。

この要綱は、平成２５年３月６日から施行する。

この要綱は、平成２５年１２月３日から施行する。

この要綱は、平成２６年１２月２６日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月２６日から施行する。

この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

（別紙様式）

|  |
| --- |
| **修　了　証**○○年度大阪府リサイクル関連事業従事者講習受講者　様あなたは大阪府が循環型社会形成推進に向けリサイクル関連事業従事者の育成を図るため実施した「大阪府リサイクル関連事業従事者講習」を受講し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関連法令等を内容とするカリキュラムを修了したことを証します　　　　年　月　日大阪府環境農林水産部循環型社会推進室長　　　　 |